

《主な改正点》

○ 第2の5「通報対象事実の調査等」に、次の点を明記しました。

- ・ 「(2)調査の原則」に、「コンプライアンス担当が公益通報処理報告書（第4号様式）を作成し、監察部へ報告する」旨を明記
- ・ 「(2)調査の原則」に、「関係者からの聴取り調査」の範囲、内容の確認等について次のとおり明記

ウ 関係者からの聴取り調査

(ア) 聴取り調査の範囲

事案に応じて適切に、通報指摘事実の存否の確認に不可欠な関係者（違法又は不適正な職務執行を行ったと認められる本人、その管理監督者、当該職務執行により被害を受けていると認められる方、当該職務執行を目撃していると認められる方等）からの聴取り調査を実施すること。

(イ) 聴取内容の確認

原則として聴取内容をその場で聴き取った本人に確認すること。

※(ア)及び(イ)について

聴取り調査の対象者、聴取者、聴取の有無、聴取していない場合はその理由、聴取内容の本人確認の有無等を記載した一覧表を作成し、公益通報処理報告書（第4号様式）に添付する。

（第3の5「不利益な取扱いの調査等」においても、上記2点と同趣旨の内容を明記しました。）

- ・ 「(4)調査後の対応」のアに通報対象事実が懲戒処分等の事由に該当すると思われる場合は、人事・処分担当所属に連絡する旨を明記

○ 「第4号様式」及び「第8号様式」の一部を変更しました。

- ・ 調査方法欄に「調査実施部署」、「調査実施者」欄及び関係職員等の排除等のチェック欄を設定
- ・ 調査結果欄に、「調査の結果、認められた職務執行に関する＜違法・不適正＞な事実」欄及び「上記の判断とした理由」欄を設定
- ・ 再発防止措置欄に予防措置に係る括弧書きを追記
- ・ 表の欄外に、留意事項を記載